

宗教上の理由等による輸血拒否に対する当院の対応について

当院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血（※1）」の方針に基づき対応いたします。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 無輸血治療のために最善を尽くしますが、すべての手術や出血する可能性のある検査及び治療では輸血を行う可能性があります。当院では輸血をしなければ生命の維持が困難な場合は輸血を行います。
救命目的でただちに輸血が必要な場合、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. 「絶対的無輸血（※2）」を誓約する免責証明書等に署名はいたしません。
3. 以上の当院の方針は、患者さんの意識の有無や成人・未成年の別にかかわらず適用します。
4. 「相対的無輸血」の方針に同意が得られず「絶対的無輸血」での治療を希望される場合は、他院での治療をお勧めしますのでお申し出ください。

病院長

◆輸血とは輸血用血液製剤である「赤血球製剤」「血漿製剤」「血小板製剤」などと、特定生物由来製剤である「アルブミン製剤」「免疫グロブリン製剤」「各種血液凝固因子製剤」などを示します。

※1【相対的無輸血】

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※2【絶対的無輸血】

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。